

平成十四年二月

国際労働基準の実施を促進するための三者の間の協議に関する
条約（第百四十四号）の説明書

外
務
省

目次

ページ

一 概説	一
1 条約の成立経緯	一
2 条約締結の意義	一
3 条約の締結により我が国が負うこととなる義務	一
4 早期国会承認が求められる理由	一
二 条約の内容	二
1 協議の手続の運用	二
2 使用者及び労働者の代表者の選定及び協議における立場	二
3 権限のある当局の任務	二
4 協議事項	二
5 年次報告の公表	二
6 最終条項	二
三 条約の実施のための国内措置	二
(参考)	三

一 概説

1 条約の成立経緯

(1) 国際労働機関（ILO）（以下「機関」という。）は、政府、使用者及び労働者の三者の代表者が参加する国際機関であり、これらの三者の間の議論を通じ、多くの国際労働基準（国際労働条約及び国際労働勧告）を設定し、労働者の労働条件の改善に貢献してきた。

(2) 加盟国における国際労働基準の実施を促進するためには、各国の国内においても政府、使用者及び労働者の三者の代表者の間で国際労働基準に関する事項について協議を行うことが有益であるとの認識の下、昭和五十一年（千九百七十六年）の第六十一回総会でこの条約が採択された。

2 条約締結の意義

この条約は、国際労働基準の実施を促進するための政府、使用者及び労働者の三者の間の協議について定めたものである。我が国がこの条約を締結することは、労働条件の改善を目指す国際的な取組に寄与するとの見地から有意義であると認められる。

3 条約の締結により我が国が負うこととなる義務

この条約の締結により、我が国は、この条約の第五条1に規定する機関の活動に関する事項について、政府、使用者及び労働者の代表者の間で効果的な協議が行われることを確保する手続を運用すること等の義務を負う。

4 早期国会承認が求められる理由

(1) この条約は、機関が加盟国に締結を強く要請している十二本の基本条約及び優先条約の一つである。また、昨年八月に開催された機関のアジア地域会合においても、千九百九十年代後半に経済危機に直面したアジア地域諸国では、政府、使用者及び労働者の協力関係の強化が当該経済危機の克服に有益であったとの認識の下、アジア地域の機関の加盟国はこの条約を締結するよう努力すべきである旨の決定が採択されている。

(2) 政府、使用者及び労働者の三者の間の協議を通じて労働条件の改善を目指す国際的な取組に寄与するとの見地から、また、機関のアジア地域での活動に関し主導的役割を担う立場から、我が国として早期に締結することが望ましい。

二 条約の内容

この条約は、前文、本文十四箇条及び末文から成り、その概要は、次のとおりである。

1 協議の手続の運用（第二条）

加盟国は、この条約の第五条1に規定する機関の活動に関する事項について、政府、使用者及び労働者の代表者の間で効果的な協議が行われることを確保する手続を運用することを約束する。

2 使用者及び労働者の代表者の選定及び協議における立場（第三条）

協議の手続に参加する使用者及び労働者の代表者は、代表的団体が自由に選ぶ。また、使用者及び労働者は、協議において平等な立場で代表される。

3 権限のある当局の任務（第四条）

権限のある当局は、協議の手続に対する事務上の支援について責任を負う。また、協議の手続の参加者に対して必要な研修を行うための経費の負担について、代表的団体との間で適当な取決めを行う。

4 協議事項（第五条）

協議は、国際労働総会の議題、採択された条約及び勧告を権限のある機関へ提出する際に行われる提案、批准されていない条約及び実施されていない勧告の見直し、既に批准している条約の実施に関して国際労働事務局に対して行われる報告から生ずる問題並びに批准された条約の廃棄に関する提案について、適当な間隔を置いて行う。

5 年次報告の公表（第六条）

権限のある当局は、適当と認めるときは、協議の手続の運用に関する年次報告を公表する。

6 最終条項（第七条から第十四条まで）

この条約の批准、効力発生、廃棄、改正等について規定している。

三 条約の実施のための国内措置

この条約の実施のためには、新たな立法措置及び予算措置を必要としない。

(参 考)

1 採択 昭和五十一年六月二十一日 ジュネーヴにおいて採択

2 効力発生 昭和五十三年五月十六日

3 締約国 平成十四年二月五日現在 百三箇国

アルバニア、アルジェリア、アルゼンティン、オーストラリア、オーストリア、アゼルバイジャン、バハマ、バングラデシュ、バルバドス、ベラルーシ、ベルギー、ベリーズ、ベナン、ボツワナ、ブラジル、ブルガリア、ブルキナ・ファソ、ブルンディ、チャード、チリ、中華人民共和国、コロンビア、コンゴ共和国、コスタ・リカ、象牙海岸共和国、サイプラス、チェッコ、コンゴ民主共和国、デンマーク、ドミニカ共和国、エクアドル、エジプト、エル・サルヴァドル、エストニア、フィジー、フィンランド、フランス、ガボン、ドイツ、ギリシャ、グレナダ、グアテマラ、ギニア、ガイアナ、ハンガリー、アイスランド、インド、インドネシア、イラク、アイルランド、イタリア、ジャマイカ、カザフスタン、ケニア、大韓民国、クウェイト、ラトヴィア、レソト、リトアニア、マダガスカル、マラウイ、モーリシアス、メキシコ、モルドヴァ、モンゴル、モザンビーク、ナミビア、ネパール、オランダ、ニュー・ジーランド、ニカラグア、ニジェール、ノールウェー、パキスタン、フィリピン、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、セント・クリストファー・ネイヴィース、サン・マリノ、サントメ・プリンシペ、シエラ・レオーネ、スロヴァキア、スペイン、スリ・ランカ、スリナム、スワジランド、スウェーデン、スイス、シリア、タンザニア、トーゴ、トリニダード・トバゴ、トルコ、ウガンダ、ウクライナ、連合王国、アメリカ合衆国、ウルグアイ、ヴェネズエラ、イエメン、ザンビア、ジンバブエ